

幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、「幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 過去の豪雨による災害の教訓や気候変動による更なる水害の激甚化・頻発化を踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする。

(推進会議の実施事項)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の豪雨に対するリスク情報や取り組み状況の共有
- 二 豪雨に強い地域づくりを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 三 「地域の取組方針」の実施状況のフォローアップ
- 四 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に関する事項
- 五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、推進会議構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について推進会議へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(分科会)

第6条 第3条第四号に掲げる事項について流域毎に分科会を置く。

2 分科会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 分科会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト（案）」の策定と、流域治水プロジェクトの実施状況のフォローアップを行い、結果について推進会議へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、分科会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県土木部河川課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、推進会議で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月20日から施行する。

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

本規約は、令和3年8月2日から施行する。

本規約は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1)

組 織	推進会議	幹事会
宿毛市	市長	危機管理課長
		長寿政策課長
		土木課長
土佐清水市	市長	危機管理課長
		健康推進課長
		まちづくり対策課長
四万十市	市長	地震防災課長
		高齢者支援課長
		まちづくり課長
大月町	町長	総務課長
		健康福祉課長
		建設環境課長
三原村	村長	総務課長
		住民課長
		農林業建設課長
黒潮町	町長	情報防災課長
		健康福祉課長
		(本庁) まちづくり課長
		(佐賀支所) 建設課長
気象庁高知地方気象台	台長	防災管理官
国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所	所長	計画課長
国土交通省四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所	所長	管理課長
高知県危機管理部 危機管理・防災課	課長	チーフ (防災担当)
高知県幡多土木事務所	所長	河港建設課長
高知県幡多土木事務所 宿毛事務所	所長	河川港湾課長
		ダム建設管理課長
高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所	所長	工務課長
高知県土木部防災砂防課	課長	チーフ (計画担当)
高知県土木部河川課	課長	チーフ (計画担当)

(別表 2)

	構成組織		役職
松田川・与市明川流域	宿毛市		市長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園上下水道課	課長
		港湾・海岸課	課長
	林野庁四国森林管理局四万十森林管理署		署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所		所長